

高知県福祉・介護人材確保推進協議会設置要領

1 目的

高知県における福祉・介護人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進するため、労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター、ナースセンター、福祉系専門学校及び事業主団体等により構成する「福祉・介護分野の人材確保に係るネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、福祉・介護分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的として、「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会の構成員は、(1)から(8)までに掲げる者を標準とし、高知県の実情を踏まえ必要に応じて追加するものとする。

- (1) 労働局の福祉・介護人材確保重点対策事業担当者
- (2) ハローワークに設置する人材確保コーナーのふくし分野担当者
- (3) 介護労働安定センターの担当者
- (4) 福祉人材センターの担当者
- (5) ナースセンターの担当者
- (6) 福祉系専門学校等の就職支援担当者
- (7) 事業主団体等の代表者等
- (8) 県の担当者（職業能力開発事業担当者、教育委員会担当者、高齢者支援担当者、障害福祉担当者、福祉・介護人材確保対策担当者）
- (9) その他福祉・介護人材確保対策に係る関係機関の担当者

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について、協議を行う。

(1) 情報収集・情報提供の実施に係る事項について

以下の事項について、関係団体等との連携による情報収集及び情報提供の方法について協議を行い、情報交換のための担当者間の日常的なネットワークを形成するよう努める。

- ア 構成員等が実施する福祉・介護人材確保対策及びその進捗状況に係る事項
- イ 福祉・介護分野における求職・求人の動向等
- ウ 雇用管理改善に取り組む事業所等に係る事項
- エ 各種セミナー、講習、就職面接会等の開催日程等
- オ 情報収集・情報提供の具体的な方法
- カ その他福祉・介護人材確保対策に必要な事項

(2) 情報収集・情報提供以外の連携事項について

以下の事項について、関係団体等との具体的連携方法について協議を行い、効果的・効率的な実施を図る。

- ア 福祉人材センター（福祉人材バンクを含む）、ナースセンター等福祉分野における就業支援を実施する機関との連携方法
- イ 介護労働安定センター等福祉分野における雇用管理の改善に係る支援を実施する機関との連携方法
- ウ 福祉関係就職面接会、社会福祉施設等への見学会等の共催についての検討
- エ 福祉・介護事業所認証評価制度の運用等についての検討
- オ 福祉・介護職場等の業務改善推進に必要な取組についての検討
- カ 地域医療介護総合確保基金の活用についての検討
- キ その他関係団体等との連携に係る必要な事項

4 協議会の開催

協議会は、毎年年度当初に開催するとともに、必要に応じて開催する。

5 部会の設置

協議会に、福祉・介護事業所認証評価制度の運用等に関する事項を検討するため、「認証評価制度検討部会」を、福祉・介護職場等の業務改善推進に必要な取組を検討するため、「業務改善推進部会」を、地域医療介護総合確保基金の活用を検討するため、「地域医療介護総合確保基金部会」を設置する。

6 秘密保持義務

協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 庶務

協議会の庶務は、関係団体等の協力を得て高知県子ども・福祉政策部長寿社会課が行う。

附 則

この設置要領は、平成21年7月17日から施行する。

この設置要領は、平成22年3月31日より改正施行する。

この設置要領は、平成27年6月8日より改正施行する。

この設置要領は、平成31年2月21日より改正施行する。

この設置要領は、令和2年7月28日より改正施行する。

この設置要領は、令和3年7月21日より改正施行する。

この設置要領は、令和4年8月9日より改正施行する。